

登別市交通安全条例の一部を改正しました

道路交通法の改正や高齢化の進展など、社会環境の変化に対応するため、車両の運転者や歩行者の責務を明らかにするとともに、登別市交通安全対策会議の設置や飲酒運転の根絶、高齢者などの交通事故防止、自転車安全使用の推進などに努めることとし、登別市交通安全条例の一部を改正し4月1日から施行しています。

～新たに規定された3つの柱～

1. 飲酒運転の根絶 (第9条)

飲酒運転の根絶に向けて、市や市民、酒類を提供する飲食店・販売店の取り組みを明記。

2. 自転車の安全利用の推進 (第13条)

自転車の安全な利用を促進するための施策の推進や、自転車を利用する市民などの法令遵守、歩行者に危害を及ぼさないようにすることなど自転車の安全な利用に努めることを明記。

3. 交通安全対策会議の設置 (第15条・第16条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全対策の基本計画を策定し、その推進を図るための組織を明記。

その他にも、『市・事業者・運転者・歩行者の責務』や『シートベルト・チャイルドシートの適正使用』、『携帯電話等の使用禁止』、『交通弱者の事故防止』などいくつか見直された事項もありますので、詳しくは市ホームページや市民サービスグループまで問い合わせください。

家庭・職場・地域などで全力を挙げて交通事故防止に努めましょう。

登別市の過去3年間の交通事故発生状況

※高速道路を含む 単位：人

	発生	死者	傷者	物損事故
平成25年	136	1	169	994
平成26年	110	0	130	919
平成27年	120	1	145	798

問い合わせ
市民サービスグループ
(☎**05** 2 1 3 9)

「申し込み」
「問い合わせ」
中の「G」は「グループ」の略です

耐震診断に補助金を交付します

木造住宅や一定規模の建築物への耐震診断実施に要する費用の一部を建物所有者に補助します。
※ただし、予算額を超える申し込みがあったときは選考を行う場合があります。

木造住宅に対する補助

- ▶補助の主な条件
 - ・一戸建て住宅か併用住宅であること
 - ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
 - ・所有者が居住する住宅であること
 - ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
 - ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと
- ▶補助額
 - ・補助対象費用の3分の2 (限度額5万円)

※2階建て以下で延床面積が500平方メートル以下の木造建て住宅で、所有者または居住者が希望するときは、北海道が無料耐震診断を実施しています。詳しくは、胆振総合振興局建設指導課 (☎**04** 9 5 9 4) まで問い合わせください。

一定規模の建築物に対する補助

- ▶補助の主な条件
 - ・耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物であること
 - ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物であること
 - ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
 - ・市税の滞納がないこと
 - ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと
- ▶補助額
 - ・補助対象費用の3分の2 (限度額200万円)

- ▶申し込み方法 建築住宅グループに備え付けの意向確認書に必要事項を記入し、図面などを持参のうえ6月17日(金)までに提出
- ▶申し込み 建築住宅グループ (☎**05** 4 3 9 9)